第1回岡山県船舶製造·修理業、舶用機関製造業 最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年9月18日(木)午後0時50分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎

國 光 類 長谷川 珠 子

労働者代表委員 沖田真之

高 山 伸 男

野 瀨 仁 志

使用者代表委員 錦織勝輝

松 村 信

事務局 労働基準部長 政 木 隆 一

賃金室長黒田和美賃金指導官中本弘一

監察監督官 諏 訪 雅 浩

労災補償監察官 木村弘之

4 議事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業 最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申し込みはございませんでした。今年度第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず定足数について報告申し上げます。

本日は、使用者側委員の池田委員が御欠席でございますが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和7年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、政 木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

本日は本部会に御参集いただき、ありがとうございます。

御案内のとおり、先般、岡山県最低賃金が過去最大の65円引き上げ、1,047円で改定されたところでございます。年々最低賃金の引上げ額が大きくなってきており、それに伴い特定最賃の議論も難しくなってきているところでございますが、特定最賃は労使のイニシアティブによって議論することが求められておりますので、できる限り全会一致を目指して御議論いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中本指導官

それでは、室長よろしくお願いします。

黒田室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項(1)の「部会長・部会長代理の選任」ですが、 部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公 益委員のうちから選出することとされています。これまでの慣 例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいていますので、私から発表させていただきます。

部会長は長谷川委員、部会長代理は岡山委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

黒田室長

ありがとうございます。

では、以後の議事につきましては、長谷川部会長にお願いします。

長谷川部会長

部会長を仰せつかりました、長谷川でございます。よろしくお願いします。

初めに、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のない意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き、改正決定の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特賃の専門部会は労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な審議を進めていくことが必要かと考えますので、各委員の皆様、御理解、御協力をよろしくお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

黒田室長

他部会の状況について、報告させていただきます。

これまでに、鉄鋼、耐火、この2つが必要性ありで結審しております。それ以外の部会につきましては、1回目はこれからとなっております。以上です。

長谷川部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長 及び部会長が指名した委員2名が署名する」ものとされていま すので、部会長である私と、労側は高山委員、使側は錦織委員に それぞれお願いしたいと思います。

続きまして、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について 事務局から説明していただきます。続いて、付議事項(3)「資料説明」についても事務局からお願いします。

その後に、付議事項(4)「特定最低賃金改正決定の必要性の

有無」について審議を行うこととし、労使双方から改正決定の必要性の有無に係る基本的な考え方を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。再開した後発言していただきますが、労使それぞれ5分程度で考えを述べていただければと思います。御協力をお願いいたします。

それでは、付議事項(2)「岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

それでは私の方から説明をさせていただきます。

まず、資料No.2を御確認ください。今年度の7業種の改正決定につきましては、7月11日の本審で改正決定の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。これが資料No.2-①になります。その後8月4日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料No.2-②の諮問文になります。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが2点ございます。1点目は、必要性ありとする場合は、改定する特賃の最低賃金額は、現在の船舶製造・修理業、舶用機関製造業の特定最低賃金額、現行が1,094円、これに対し有額とすることが必要となってまいります。

2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月18日に労働者側委員から提出されております「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意下さい。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本 審に報告し、審議終了となります。また、必要性審議及び金額審 議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第 6条第5項を適用することで、本審を開催せずに専門部会の決 議を本審の決議とすることが合意されています。

これまでの「令和6年度特賃審議経過及び結果一覧表」という ものを資料No.9として付けておりますので、御参考としていた だけたらと思います。以上です。

長谷川部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、

委員の皆様から何かございますでしょうか。

(意見なし)

長谷川部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

次に、付議事項「(3)資料の説明」について、事務局からお願いします。

黒田室長

資料No.3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、 緩やかな回復を続けている」とあり、最終需要をみると、「個人 消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している」、 「設備投資は、非製造業を中心に増加している」、「住宅投資は、 弱めの動きとなっている」、「公共投資は、緩やかに増加している」 とあります。

2ページの生産については、「県内製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、輸送用機械の回復等から持ち直している」とされており、主要業種の生産動向をみますと、「輸送用機械は、回復している」とされております。

続きまして、資料No.4を御覧ください。

こちらは令和7年7月29日、岡山財務事務所発表の「岡山県 内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回4月と同様の判断となっております。 各項目の判断としては、本年4月と比較し「住宅建設」のみが上向き、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」は横ばい、「企業収益」、「企業の景況感」、「輸出」は下向きの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、 各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。」とされています。

次ページの各論のうち、「■個人消費」は、「緩やかに回復しつつある」とあります。また、「■生産活動」は、「緩やかに持ち直

しつつある」とあります。

3ページの「■雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、「新規求人数が前年を上回り、有効求人倍率は緩やかに上昇している」とあります。

「■設備投資」では、「7年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「■企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降超に転じている」とあり、「翌期は上昇超に転じる見通し」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっておりますが、こちらの3ページを御覧ください。こちらは生産活動がグラフ化されておりまして、(2)主要産業別生産指数(季節調整済)を見ますと、こちらのグラフでは緑の実線が輸送用機械となります。こちらは令和7年3月から5月にかけて上向きとなっています。

続きまして資料No.5です。こちらは、岡山県総合政策局が発表した、令和7年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

生産指数は99.8と、2か月連続の低下とあります。

1ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」がありまして、 3ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・ 出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、下から2段目が輸送 機械工業となっております。

5ページ以降は、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」 があります。速報値が、訂正された場合は、数値の前にアルファ ベット小文字の「r」が付されています。

次に資料No.6を御確認下さい。岡山労働局職業安定課が8月29日に発表した「雇用情勢」です。

7月の岡山県内の有効求人倍率は1.40倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下しています。

少しページをめくっていただきまして、10 ページを御確認く ださい。

こちらに「産業別・規模別新規求人状況」が載っています。 E製造業を見ますと、右から2列目に7月の前年同月比が載っておりまして、-3.4%となっております。下段の(31)に輸送用機械器具を見ますと、同じく7月前年同月比でプラス4.9%となっています。

資料No.3~資料No.6の説明は、以上です。

中本指導官

それでは、私から、最低賃金基礎調査結果について、説明いた します。

説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。 お手

元の資料を御覧ください。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、 特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としま して、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を 明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和7年6月分の所定内賃金となって おります。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対 象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手 当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等 の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われ る手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は、34 社、集計調査労働者数は、471 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は、712 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の2ページを御覧ください。Ⅲ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、男性 7.4%、女性 17.0%、男女合計で8.7%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 268,046 円、時間当たり平均賃金額 1,590 円、第 1・20 分位数 1,038 円、第 1・10 分位数 1,094 円、第 1・4 分位数 1,321 円、中位数 1,539 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。

この分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、 10 等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置 する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属している かという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級

と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書 きは累積の労働者数の比率を示しています。

例えば、4ページの一番上から3番目にある「1,110円」の階級を見ていただくと累積で「87人」の労働者がおり、1つ上の「1,109円」の階級を見ていただくと累積で「84人」の労働者がおりますので、結局、「1,110円」の階級には「3人」が属しているということが読み取れるということになります。

 $3 \sim 8$ ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、 $9 \sim 14$ ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,084円」からプラス 110 円の「1,194円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

続きまして、15ページを御覧ください。

このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円 刻みにしてグラフ化したものです。

次に 17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50 円引き上げて「1,144 円」とすると、12.64%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を100 とした場合の特定最低賃金の比率を、 平成26年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優 位率といわれるものです。

令和6年度の船舶製造業の特定最賃は1,094円で111.4%となっております。

また、その次のページの表は、船舶製造業特定最賃と県最賃の 引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

資料の説明は以上となります。

長谷川部会長

ありがとうございました。

ただ今の資料説明につきまして、御質問などありますか。

労働者側委員

ちょっとよろしいでしょうか。

資料7の2ページにある未満率ですが、これが昨年の倍近く 増えているのですが、何か把握されているものはありますか。

中本指導官

統計法上、直接未満事業場を特定した把握をするものではなく、

統計の結果ということで、お示しできるものはありません。

労働者側委員

以前もお話を伺わせてもらったことがあるのですが、業種というか、対象者の中に船舶の直接の対象者が含まれていないということもお聞きしたと思うのですが、清掃とか、事務の人とか、そういった人も入っていますか。

中本指導官

一応、把握している主として清掃又は片付けの業務に従事する 方、18 歳未満の方ですとか、そういった方は除いています。た だ、減額特例を受けられているとか、こちらで把握できていない 方がいればこちらの調査結果に反映されてしまいます。

労働者側委員

ありがとうございます。

使用者側委員

同じページのⅢの見方について教えていただきたいのですが、 月平均の賃金額、これは確かに昨年よりも上がっているのですが、 その下の時間当たりの平均賃金額と第1・4分位数以外の数字が 全て昨年よりも数字が減っているというのは、どのように認識す ればいいのでしょうか。

中本指導官

一応、基礎調査の結果ということで、いただいたデータを集計 したものではあるのですが、現状理由というところまでは事務局 では把握できていません。

使用者側委員

単純に特賃が上がったのだけれども、上がっていないというふうに理解できるのですが。

木村監察官

毎年同じ事業所の賃金ではありませんので、調査対象の事業所 の賃金が反映されますから、毎年変動が出てくると思います。

毎年同じであれば比較できるのですが、必ずしもそうではありませんので、対象事業所の賃金も統計上の数字ということになろうかと思います。

使用者側委員

きつくてなかなかついていけなかった企業に今回こういう調査が集中してしまった結果ということでしょうか。

平均賃金が上がっているのに。

労働者側委員

労働時間とかが月例賃金は高いけど前回調査したところより 1日の労働時間が 7.5 時間だったところが8時間ということに なると、時給は下がりますよね。賃金は上げたけど労働時間が前 回より増えたとなると。そういう場合もあったりするかもしれませんね。

使用者側委員 この中に割増賃金は入っていますか。

労働者側委員 入っていないでしょう。

使用者側委員 割増は含まれていないのですね。

労働者側委員 違和感がありますよね。中央値も上がっているし。

長谷川部会長この調査は事業所が毎年変わるということですか。

中本指導官 基本的に自動的になるべく変えるようにはなってはいるので すが、重複する可能性も当然ありまして、そもそも母集団が少な ければ当然変えられないので、重複する可能性もあるのですが、 一応変えるようにはしています。

長谷川部会長変えない方が定点観測ができてよろしいのかと思います。

木村監察官 総務省の統計が毎年重複しないようにということで調整がされています。

3年連続で調査対象にならないように抽出されることになっています。

労働者側委員 選定された会社の中で、この数字を出してもらえる単体の人でも変わりますよね。少ないところは全員なんでしょうけど、多いところに関しては無作為でということなんでしょうから。誰に当たるかによってその数字も変わる可能性もあるということですね。

長谷川部会長 よろしいでしょうか。 ほかの点でも御質問はありませんか。

(特になし)

長谷川部会長 それではただ今から労使の打ち合せをお願いします。15 分程度でいかがでしょうか。

(同意する声)

長谷川部会長

では、13時40分再開としますので、よろしくお願いします。

黒田室長

それでは控室に御案内します。

(労使それぞれ別室にて打合せ) (打合せ後、労使委員入室)

長谷川部会長

それでは、全体会議を再開します。

付議事項(4)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の 審議に入りたいと思います。まず、労使各側から、特定最低賃 金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞き することにします。それぞれ5分程度での発言に御協力下さい。 まず、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。 それでは、労側の代表の方お願いします。

労働者側委員

それでは、私から改定の必要性について申し述べさせていただ きたいと思います。

まず、2024年の世界の新造船の受注量ですが、前年から61%増ということで、2007年に次ぐ過去2番目の水準でございます。また、国内においては約3年の受注残となっている状況でございます。

現在GHG排出ネットゼロに向けて、代替燃料への転換、脱炭素化が進められている中で、環境規制対応に向けた需要がより一層高まると見込まれていることから、中長期的にも造船市場は拡大していくと考えられます。

また、春季生活改善闘争においては造船重機械産業、総合重工7社でございますけれども、将来を見据えた優秀な人材の確保、定着、そういったものを鑑みて、6社の方で1人平均月額15,000円、1社が1人平均月額18,000円と、昨年に続き大幅な賃金改善が図られました。

しかしながらこの成果については、船舶製造・修理業、舶用機 関製造業に従事する未組織労働者は含まれていないのが現状で す。そのため、産別最低賃金引上げの取組については産業の魅力 を高める、また、優秀な人材を確保、定着させるという観点から 重要であると認識をしております。

また、近年の地域別最低賃金の急激な引上げにより、船舶製造・修理業、舶用機関製造業については、地域別最低賃金との差、優位性が縮小傾向にあるところでございます。造船産業においては常に厳しい国際競争にさらされる産業でございますが、自

動化を進めるのは困難な工程が多く、また、現場での熟練技能が 必要とされています。労働者の肉体的、精神的負荷を伴う作業環 境の中で、昨今の高付加価値な船舶製品への対応等、必然的に高 い技術、技能が求められます。また、その高い技術、技能が現在 の高品質と高生産を支えているところでございます。

造船業は大企業だけでできるものではなく、協力会社等を含めて成り立っています。そういったことから、組織労働者と未組織労働者との格差、また、地域別最低賃金との格差改善が求められていると考えています。

我々の産業で働く労働者の賃金水準は、地賃や他産業と比べ 魅力的でなければなりません。また、軽作業で作業環境が良く、 専門性が必要ではない作業に優秀な人材が流出してしまってい るという状況にあるため、当該産業は急激に衰退し、存亡の危機 に直面してしまうということを危惧しています。これらのこと を含め、我々の産業は高い技術と熟練度を必要とし、その作業環 境は他産業と比較して厳しいものであるということを鑑みれば、 当然ながらその最低賃金は、地賃や他産業の産別最賃と比較し てより高い水準であるべきものと考えています。

したがって、産業別最低賃金の改定は必要性ありということ で判断しております。以上です。

長谷川部会長

ありがとうございます。 ほかに補足で何かありますか。

(特になし)

長谷川部会長

それでは、次に、使側の代表の方にお願いします。

使用者側委員

私から使用者側の意見を述べさせていただきたいと思います。 意見については賃金の動向であったり、経済情勢、業界の今後 の見通し、この辺の状況を説明させていただきたいと思います。 一部、先ほどの労側委員と重複するところがあるかと思います が、御了承ください。

まず、賃金の動向ですが、2025 年度の春闘では、中手造船専業の各社においても、要求どおりか、要求に近い水準の回答ということで妥結を迎える形となっています。

また、年間の一時金についても業績連動の会社が複数社ある中、各社、要求に近い水準での回答で妥結を迎える形となっています。また、産業別最低賃金については各社見直しに向けて回答、もしくは協議を進める形となっており、前向きに進展した形と

なっております。

いずれにしましても、昨年度に引き続き、急激な物価高の影響 による実質賃金の低下に対する改善策という位置付けでの賃金 改定が行われる形となったと認識しております。

続いて経済情勢と当業種の今後の見通しですが、2024 年度は 国内ではコロナ禍から脱却して世界経済活動は平常化しており ます。その中で国内投資は活発化し、実質賃金がプラスに転じた 年となったと認識しております。

一方、少子高齢化の進展による慢性的な人手不足など、労働集 約型産業である造船業界にとっては、依然として厳しい雇用状 況であると認識しています。

また、海外に目を向けますと、社会情勢は引き続き不安定であり、ロシアによるウクライナ侵攻などによる世界物流混乱による影響のほか、国際的貿易戦争の激化懸念の高まりにより、為替のリスク、資機材価格の上昇傾向の継続など、外部環境の不安要素はかつてないほど増大していると認識をしております。

その中で、造船業における具体的な状況について、プラスの要因とマイナスの要因について説明をさせていただきます。

まず、プラスの要因としましては、手持ち工事量の確保というところで、2024年造船業界では、過去、大量に竣工した船舶の代替えや、環境対応船の建造により、新造船需要の拡大が見込まれたため、国内主要造船所では2028年前半まで、約3年分の船台をほぼ埋めたとされています。今後、2025年以降は、2028年度後半から2029年度の納期の受注活動を進めています。現在豊富な手持ち工事量があることにより、新規成約が少なくても事業継続への影響が限定的となるため、採算の良い案件に絞った受注活動を行っている状況でございます。

続いて船価の改善です。我々でいうところの主力船型のハンディサイズバルクのバルクキャリアと、パナマックスバルカーの船価ですが、2023年の1月と比較して約350万から500万ドルほど高い船価となっており、高い水準を維持している状況です。

続きまして、マイナスの要因です。

まず、1つめは、鋼材及び資機材価格の高騰です。日本における鋼材価格ですが、2020年1月の指数を100とした場合、2022年1月は160、2022年6月は170となり、現在も高い水準のままで推移しております。これに伴って、ほかの資機材価格も5から10%ほどの高騰傾向が続いております。最新の数字でいいますと、2025年1月以降は、鋼材価格が若干下落傾向にありますが、その割合はごくわずかで推移しているという状況です。

続いて為替のリスクです。円ドル相場ですが、2024年1月平均147.5円から始まり、6月には円安傾向が進み、161円まで円安が進みました。その後、急激に円高に振れたことにより、平均としては152円程度となり、今現在では147円まで円高が推移している状況です。社会情勢が不安定な中、引き続き為替リスクが高く、不安定な状態が続いています。長期間による円安傾向においても、原材料価格の高騰による資機材価格に悪影響が出ると思っておりまして、一転こちらが円高となればドル契約船を売船した際の円転額の目減りとなってしまうということで、円安、円高ともにリスクを含んでいると認識しております。

続きまして、世界情勢による船価のリスクということで、アメリカの中国船に対する入港税を始めとした政策を受けて、現在では中国造船所の発注に慎重な姿勢が見られておりますが、中国造船所と日本の主要造船所の契約価格を比較すると約2割程度安い価格のオファーが出ているという情報もあり、全般的に船価が下がるという見方が生じております。

続いて生産年齢人口の推移です。

今後、国内の労働生産人口が低下するという見方があるのですが、造船業界は労働集約型の産業であり、操業量に見合った労働力の確保、維持が今後も大きな課題と考えているものの、造船業は単純作業ではなく、安全教育から始まり、多種多様な技能の習得まで数年の期間を要するため、働き手の長く安定した定着が必要と考えています。

最後に、改正決定に関する意見ということで、人材確保、安定した人材の定着の観点、又は、全国的な物価インフレの対応として、当業種の最低賃金改定は必要であると考えております。しかしながら、昨今、政府主導による改定の目安額は、かつてないほど高い目線の金額だと認識しており、多くの中小企業、船舶メーカー、部品メーカーにより支えられている造船業にとって、人件費に対する影響は非常に大きいと考えております。船価の改善がみられるものの、鋼材、資機材の高騰や為替リスクにより、今後とも十分な利益確保の持続が難しいと考えており、改定額については近隣の各県及び同業種のバランスを考慮した慎重な議論を行っていきたいと考えています。

使側からは以上です。

長谷川部会長

ありがとうございました。 何か、補足等ありませんか。

使用者側委員

いえ、特にありません。

長谷川部会長

ありがとうございます。

双方から御発言をいただきましたが、お互いの発言に対して、 何か御質疑等ありませんか。よろしいでしょうか。

(特になし)

長谷川部会長

非常に分かりやすく説明いただいたと思います。

双方から必要性ありというお話だったかと思いますので、必要性ありということで、労使の御意見が一致しているということで次に進めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川部会長

もちろん、金額に関しては慎重な判断が必要ということは理 解しました。

では、岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改 正決定の必要性の有無につきまして、双方から必要性ありとの 話をいただき、結論を得ることができました。この結論を会長宛 て報告したいと思います。

事務局で報告文(案)の準備をお願いします。

(事務局報告文を準備し、各委員に報告文(案)を配付)

長谷川部会長

それでは、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

黒田室長

報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)の読み上げ)

長谷川部会長

この(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川部会長

本年8月4日の第514回審議会において、「全会一致の場合は、 最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされており ますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配付)

では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。 長谷川部会長

黒田室長 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

長谷川部会長 (案) のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川部会長 では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することと いたします。

番号は岡賃審第39号となります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認) (部会長より基準部長へ、答申文を手交)

答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部 黒田室長 長から挨拶申し上げます。

> 本日は御議論いただきましてありがとうございました。次回 から金額審議となりますけれども、どうぞよろしくお願いいた します。

皆さん、お忙しい中、御審議をいただきましてありがとうござ いました。また、短時間で答申することができ、大変ありがたく 思っております。本日の審議はここまでとし、金額審議について は、次回、労使より金額提示をしていただきたいと思います。御 準備をよろしくお願いします。

次に、付議事項(5)「今後の審議日程」について事務局から 説明をしてください。

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付 けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期 限につきましては公示期間を3週間とし、10月9日木曜日まで となります。

今後の審議日程につきましては、今御案内しております第2 回目の9月25日木曜日は中止とさせていただきます。ですので、 次回は10月21日火曜日15時からを予定しております。委員の

政木部長

長谷川部会長

黒田室長

16

皆様には改めて通知を出しますので、日程の確保をよろしくお 願いいたします。

次回の専門部会は最低賃金法第25条第2項の金額審議のため の専門部会ということになります。以上です。

長谷川部会長

今、説明頂いた日程について、何か御質問とか、確認したいことなどはありませんか。

(特になし)

長谷川部会長

では、次に、付議事項(6)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

黒田室長

1点、確認をさせていただきたいと思います。本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開することとなります。第2回以降の専門部会につきましても、本年度より公労使3者が揃う全体会議は公開することとなりますので、第1回と同様に議事録を作成し、公開することとなります。以上です。

(異議なし)

長谷川部会長

議事録に関しては、そのような取扱いとなります。

それでは、これをもちまして、第1回岡山県船舶製造・修理業、 舶用機関製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。お疲れ様でした。